

茅ヶ崎市職員旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第16号

茅ヶ崎市職員旅費条例施行規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市職員旅費条例施行規則（平成20年茅ヶ崎市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第1」を「別表」に改める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第16条第1項第8号を削り、同項中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同項第11号ア中「日当定額の2日分及び」を削り、同号イ中「日当定額の3日分及び」を削り、同号ウ中「日当定額の4日分及び」を削り、同号を同項第10号とし、同項第12号を同項第11号とし、同項第13号中「別表第3」を「別表第2」に改め、同号を同項第12号とする。

第18条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。